

令和6年度 社会福祉法人 立正会

事業計画書

社会福祉法人立正会
特別養護老人ホーム敬愛園
敬愛園デイサービスセンター
グループホームけいあい
敬愛園老人介護支援センター
地域包括支援センター北上中央
養護老人ホーム北星荘
ケアハウス北星荘（短期入所事業含む）
北星荘デイサービスセンター
北星荘訪問介護事業所

[1] 令和6年度 社会福祉法人立正会 事業計画

1. 経営方針

新型コロナウイルスが令和2年1月に国内で初めて確認されて以来、5年目を迎えます。国並びに関係機関において、今なお多様な課題に対し多角的に方策等講じて取り組みが進められております。

令和5年度 当立正会が経営する事業において、通年 法人主導のもと利用者・職員等のコロナウイルス・インフルエンザ等に関する感染予防方針を徹底し、敬愛園・北星荘並びに各事業所において感染拡大防止等の取り組みを行いました。しかし、感染者無しとすることが出来ず、引き続き陽性者への療養期間の確保や施設内感染の予防に終始対応することになりました。集団での生活環境であり、同一エリア内で利用者間の予防には限界があることから、一時的に利用者、職員において感染する結果となりました。感染状況が収束まで約2～3週間を要し、この期間は職員に勤務変更や時間外勤務での協力、さらには在宅事業を一時休業し関係職員の協力を頂いております。

社会福祉法人を取り巻く環境として、我が国の社会保障制度の基本方針・団塊世代を含む高齢化を受けて、これまで同様①高齢者の安全・安心な生活およびその環境整備、②福祉・介護サービスの改革による生産性の向上、③労働環境整備に係る法律や働き方改革関連法の順次施行を踏まえ、さらなる人材確保・育成等への課題に取り組み、その使命・役割を果たしていくことが求められております。

当法人では利用者の処遇向上、安定した事業経営を掲げ、介護職員等処遇改善加算への対応や働き方改革関連法の順次施行を以て、然るべき対応を行ってまいりました。介護人材確保・不足の解消等の課題は解消されていない状況にありますが、事業計画等に沿って事業が進められたものと受け止めております。

2024年度は、第五次中長期経営計画の初年度として、これまでの第四次中長期経営計画への取組内容を精査・踏襲し、当法人の理念を踏まえて日々業務の充実を図り、社会福祉法人・介護保険施設等が地域共生社会の一員として、また、当法人の経営する事業が社会福祉の担い手としてサービスの質の向上に向けて不断の努力を行いつつ、さらに経営する事業者間の効率的な連携、経営の安定化、福祉・介護サービスを必要とする高齢者、地域住民だれもが安全・安心な日常生活ができるよう事業を進めてまいります。

2. 令和6年度の重点目標

- 1) 社会福祉法人立正会第五次中長期経営計画（2024年度～2028年度）の前期計画に基づき、中長期経営計画の初年度として計画内容の着実な実践に取り組みます。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等の検証に取り組みます。
- 2) 新型コロナウイルス・インフルエンザ等感染症予防に関する対応等徹底し、円滑な事業実施に取り組みます。具体的には、前年度のコロナ・インフルエンザ等感染状況を踏まえ、法人感染症対策委員会で予防及び感染対応に関する協議を行い、同時に関係機関との連携強化を図り、感染症予防等講じてまいります。
- 3) 社会福祉法人立正会組織規程に基づき、各事業間の連携並びに円滑な事業運営を推進します。法人ガバナンスにおいては、情報共有し対話を通じて意思決定する体制を築きます。
- 4) 北上市「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年～令和8年度）を受けて、福祉・介護サービスの質の向上に努めると共に、法人・施設各事業の効率的な経営を行います。
①介護保険報酬の動向に対応すべき事業毎の利用率（目標）を設定し、その利用率の達成に努めます。また、引き続き施設整備資金借入金償還については償還計画に基づき実行します。なお、北星荘デイサービスセンター改修整備事業での市中銀行からの借入金残額については一括して繰上げ償還いたします。
②地域包括支援センター北上中央の担当地区（相去、鬼柳）の福祉等ニーズを踏まえ、その果たす役割・機能の充実に取り組みます。在宅サービス利用者の状況等に配慮し、当法人各事業所との連携を図り事業実施いたします。
③「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」については、利用者の動向を踏まえニーズに合った事業運営に取り組みます。
- 5) 法人事業全体に係わる福祉・介護サービスの質の向上に取り組みます。特に、通所事業におけるニーズに対応した体制・機能整備を図り、目標に掲げている利用者への質と利用数を確保いたします。

- 6) 人材の確保・育成（養成）、介護職員の処遇改善、さらにはより一層の労働環境の整備に取り組みます。
- ①人材確保（特に介護、看護職員）について、引き続き職業紹介機関はじめ介護福祉士養成校等を訪問するなど積極的に取り組みます。
- ②令和7年度職員採用計画の立案と早期に募集等に取り組みます。
- ③立正会「職員キャリアパス実施要領」、「働き方改革」さらには「介護職員処遇改善特定加算」等を受けて、職員処遇改善や労働環境整備等を計画的に実践します。＝継続
- ・「職位」における給与表格付基準・対応等級基準等の具体化に取り組みます。
 - ・初任給基準表の見直し、若手職員の処遇改善、定年再雇用者・パートタイム職員の職員処遇について、給与規定の改正、運用内規等の整備を図ります。
 - ・準職員の処遇改善に取り組みます。（就業における見直しキャリアアップ助成金活用）
 - ・公的資格（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、認知症ケア、医療的ケア等）取得の奨励・支援に取り組みます。
 - ・事業所管理者、主任副主任、リーダー等の基幹職員の役割・目標を明確にし、育成に取り組みます。
 - ・法人、施設企画研修及び外部専門研修を計画的に受講できるように取り組みます。
- ④労働環境整備関係規定に基づく各種ハラスメント対策の一環としての体制整備（規定、対応フローチャート、相談体制「相談窓口の設置」等）の強化・具体化さらには職員への情報提供に取り組みます。
- 7) 法人財政基盤の強化・健全性を前提とした余裕資金の活用等について運用を進めてまいります。（別添、資金運用計画参照）
- 8) 北上市社会福祉法人連絡会協働による地域公益活動へ参画し、社会福祉法人としての公益活動の使命の一端を担ってまいります。

3. 介護保険に係る各事業の円滑な推進とケアサービスの質的向上に取り組む。

● 居宅介護支援事業	= 敬愛園老人介護支援センター	(予防プラン含め概ね 220)
● 介護予防支援事業	= 地域包括支援センター北上中央	(プラン概ね 220)
● 通所介護事業	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 30 名/日)
〃	= 北星荘デイサービスセンター	(定員 25 名/日)
● 訪問介護事業	= 北星荘訪問介護事業所	
● 認知症対応型共同生活介護	= グループホームはなあい	(定員 9 名)
● 短期入所生活介護事業	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 19 名)
〃	= 北星荘短期入所事業	(定員 9 名)
● 介護老人福祉施設	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 60 名)
● 地域密着型介護老人福祉施設	= 地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
● 特定施設入居者生活介護	= 軽費老人ホーム・ケアハウス北星荘	(定員 30 名)

4. 北上市及び市社会福祉協議会等との連携の下、高齢者保健福祉サービスの推進に取り組む。

● 地域包括支援センター	= 地域包括支援センター北上中央	
● 福祉・介護相談・介護予防教室(等)	= 地域包括支援センター北上中央	
● 生活支援型デイサービス	= 敬愛園デイサービスセンター	
● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	= 敬愛園デイサービスセンター	
〃	= 北星荘デイサービスセンター	
● 短期入所(生活支援)サービス	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 1 名/日)
● 養護老人ホーム	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 50 名)

[2] 令和6年度 特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画
(地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画)

1. 事業方針

- (1) 介護保険制度関係省令を踏まえ、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者施設として、業務体制の推進及び、サービス日課の適正な運営に努めます。
- (2) 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助し、また、居宅生活への復帰を念頭に置いて、利用者および家族の希望にそった施設サービス計画の作成に努めます。
- (3) 福祉職員としての自己研鑽につとめ、学習・研修をつみあげ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう努めます。
- (4) ユニットケアの理念に則り、施設としての体制確立を目指し、円滑な新規利用者受け入れと、業務の推進を図ります。
- (5) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)に則り、重点実施項目における実行計画に取組みます。

(6) 2. 重点目標

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニットを中心とした業務体制の推進と、ユニットケアの理念に則り、ゆとりある生活を目指したサービス提供に取り組めます。 ● 24時間シート作成の取り組みを踏まえた、介護サービス計画の実践と定期的な見直し改善に取り組めます。 ● ご家族との交流(面会、行事)について、感染症の予防に努めながら従前の取り組みについて見直しと検証を実施し、内容の充実を図っていきます。 ● 入所検討委員会の機能の充実を図り、利用者の計画的入所受入れを推進します。(入所率100%を達成できるよう取り組めます) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組めます。
看護・健康管理 感染症予防	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニットを中心とした業務体制の推進と、健康な暮らしのサポート体制作りに取り組めます。 ● 医療的ケアと看取りケアの充実に取り組めます。(資格取得、定期研修、評価・改善) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組めます。 ● 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応(適切なマスクの着用、手洗い、うがい、消毒の徹底、密の回避)を継続し、その他の感染症予防に努めます。
食生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別希望を踏まえた、栄養ケアマネジメントの実践と定期的な見直しと改善、<u>口腔ケアの充実を図り、食べる事の楽しみを維持できるように取り組めます。</u> ● 業務日課の推進と、「食」の工夫・改善に取り組めます。 ● 衛生管理に努め、安全・安心な食事を提供します。
居宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所生活介護事業の円滑な推進のために、地域包括支援センター及び居宅介護支援専門員との連携を密にし、サービスの安定的な供給を図ります。(利用率80%以上を達成できるよう取り組めます) ● 短期入所生活介護利用者の個別援助計画の作成とサービス充実に取り組めます。
研 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営基準に基づいた研修及び委員会を定期的に開催します。 ● 施設内における実務研修等を計画的にすすめ、介護福祉施設職員としての知識と教養・技能向上の継続に努めます。 ● ユニットケア専門研修会への参加及び、資格取得等を促進します。(ユニットリーダー養成) ● 身体拘束等の適正化を図るため、指針に則り取り組みを推進していきます。
運 営 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員処遇改善計画の推進、並びに福祉人材(財)確保と養成に引き続き取り組めます。 ● 自然災害を含めた非常事態に備え、地域の防災協力体制及び、被災時対策を踏まえた、防災対策マニュアルに則り取り組みを推進していきます。 ● 利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携を図るとともに地域福祉向上を目的としたボランティア育成・発展に努めます。 ● 介護事故等に対して適切にリスクマネジメントの対応を実施するため、安全指針に基づいた取り組みを推進していきます。
経 営 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ● 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。 ● 利用者満足度調査、個別面談(モニタリング)などを通じて、定期的な利用者満足の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[3] 令和6年度敬愛園デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者等に対し、通所によって各種福祉サービスを提供し、利用者の福祉向上と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。
- (4) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)に則り、重点実施項目における実行計画に取り組みます。

2. 重点目標

通所介護事業	<ol style="list-style-type: none"> ① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。 ② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画を作成し実施するとともに定期的な評価を行います。 ③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。 ④ 居宅介護支援事業所、包括支援センターとの情報共有、連携を深め、利用率90%以上を達成できるよう利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。 ⑤ 北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持、向上に努めます。
健康維持促進 感染症予防	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応（手洗い、うがい、消毒の徹底）を行います。その他（インフルエンザ・食中毒）の感染症予防に努めます。
研修	<ol style="list-style-type: none"> ① 外部研修＝利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。 ② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。利用者登録増を図り、利用率向上を目指します。 ② グループホームと連携し、安定した運営を行います。 ③ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援の拠点としての機能を構築していきます。（地域に向けた介護相談会を実施します。）
経営管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施し、加算取得の状況も精査します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[4] 令和6年度グループホームけいあい事業計画

1. 事業方針

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、利用者に少人数による共同生活の「お家」を提供すると共に、介護や生活支援を通して、安心とくつろぎの生活の場を提供します。

職員（スタッフ）は、利用者及び家族の思いを尊重し、共同生活の一員として、常に利用者の立場に立った援助に努めます。

(1) 利用者が安心して「ふつうの暮らし」を送れるよう、家庭的な生活環境づくりに努めます。

(2) 「認め合い」「支え合い」「助け合い」のあたたかい相互関係づくりに心がけます。

(3) 役割参加、生きがい活動を通して、自立生活に向けて援助します。

(4) 利用者や家族のきずなを深めるとともに、地域住民等との関係づくりに努めます。

(5) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)に則り、重点実施項目における実行計画に取り組みます。

2. 重点目標

生活援助 介護	① 利用者の心身の状況や希望を尊重し、訴えや不安感の受容に努めます。 ② おちついて安心して暮らせる環境(人権とプライバシーの尊重、仲間づくり、役割、居心地等)づくりに留意します。 ③ 利用者・家族の参画を得て、その意向や日常生活自立度にそった介護サービス計画づくりに取り組みます。(3～6ヶ月毎)
健康維持 感染症予防	① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス等感染症予防に関する対応を(手洗い、うがい、消毒の徹底)を行います。その他(インフルエンザ・食中毒)の感染症予防に努めます。
食生活	① 利用者の役割参加の場として、調理活動を大切に、季節感と栄養バランスに配慮した食生活に留意します。 ② 食中毒予防及び食品衛生管理に留意します。
研修	① 認知症高齢者の心理・行動の理解等の学習に取り組みます。 (毎月のケース検討、学習会) ② 他施設研修・専門研修へ参加し、研鑽を深めます。 ③ 認知症ケアに関する公的研修(管理者、従事者)の受講及び資格取得を奨励します。
運営管理	① 「敬愛園福祉オンブズマン」及び「地域密着型サービス外部評価」「介護サービス情報の公表」を実施すると共に、それらの評価や意見を参考にしてサービスや運営の質的向上に努めます。 ② 「運営推進会議」を開催し、利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携に努めます。 ③ 火災等の非常災害に備えると共に、災害時における通報・連携体制を整備します。 ④ 敬愛園デイサービスセンターと連携し、安定した運営を行います。 ⑤ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援(認知症の啓発活動、相談支援活動)の拠点として認知症カフェを活動の柱とし包括支援センターと連携して、機能の強化(開催回数増等)を図っていきます。 ⑥ 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、利用率100%を目指します。
経営管理	① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[5] 令和6年度敬愛園老人介護支援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要介護高齢者及びその家族の各種の相談に応じ、適切なサービスの提供・紹介・助言等を行います。
- (2) 地域包括支援センター並びに特別養護老人ホームやデイサービスセンターとの連携のもとに在宅老人と家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 地域共生社会(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)の実現に向けて、行政及び保健医療・福祉サービス関係機関との連携を図ります。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について引き続き理解を深め、地域の人的支援・社会資源を活用し利用者のニーズにあった柔軟な対応が出来るように努めます。
- (5) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)に則り、重点実施項目における実行計画に取り組めます。

2. 重点目標

居宅介護支援事業 (介護予防支援事業)	① 「自立支援」「生活の質の向上」を目指した「介護(予防)計画」の作成に努め、利用者の人格を尊重し、利用者の選択に基づいた、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう調整を行います。 ② 「介護(予防)計画」作成件数において月平均170件以上となるよう取り組み、地域福祉の向上に寄与します。
研修	① 外部研修＝適切な「介護(予防)計画」の作成ができるよう制度やサービス、援助技術等の研修に職員の50%以上の参加を目標とします。 ② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。 ③ 毎月、支援センター会議を開催し担当以外の利用者の情報を共有します。ケース検討会も実施し他者の事例を通じて自らの支援のあり方を客観視でき、ケアマネの資質や姿勢、技術などを再確認する機会をつくり、より良い支援を行う為のスキルアップにつなげます。
健康維持促進 感染症予防	① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス感染症予防に関する対応を(手洗い、うがい、消毒の徹底)を行います。その他(インフルエンザ・食中毒)の感染症予防に努めます。
運営管理	① 福祉・介護ニーズの把握に努め、居宅サービス利用者の掘り起しを行います。 ② 業務分掌を見直し、効率的に業務を進められる様に努めます。
経営管理	① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施し、引き続き特定事業所集中減算を回避します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[6] 令和6年度事業計画書

地域包括支援センター北上中央

1 基本情報

名称	地域包括支援センター北上中央		
所在地	北上市大堤西2-6-5		
法人名	社会福祉法人立正会		
管理者	伊藤和子		
職員体制 (令和6年4月1日現在)	保健師その他これに準ずる者		1 人
	社会福祉士その他これに準ずる者		1 人
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1 人
	認知症地域支援推進員		1 人
	生活支援コーディネーター		1 人
	その他()		人

2 担当地域情報 (各種データは令和4年9月末現在)

担当地区	相去地区、鬼柳地区		
行政区	相去1～11区、鬼柳1～5区		
人口			13,639 人
65歳以上人口	3,594 人	65歳以上高齢化率	26.4 %
75歳以上人口	1,752 人	75歳以上高齢化率	12.8 %
一人暮らし高齢者数			773 人
要支援認定者数	193 人	要支援認定率	5.4 %
要介護認定者数	448 人	要支援認定率	12.5 %
居宅介護支援事業所			3 か所
居宅系サービス事業所			11 か所
施設系サービス事業所			5 か所
地域密着型サービス事業所			6 か所
病院・診療所			5 か所
歯科診療所			3 か所
薬局			4 か所
自治公民館			41 館
ふれあいデイサービス			20 か所
地域特性 地域の現状と課題	<p>〈相去地区〉 相去は世帯数の約半数以上を占める大堤地域と、準農村世帯の相去地区に大別される。農村地域は地域内での助け合いもあるが、後期高齢者も増加している。 また公営住宅は高齢化も進んでおり、身内との関りが希薄であったり、身内がいても疎遠になり、支援が受けられない高齢者も多くなっている。更には住宅の老朽化が顕著となっていることも課題である。</p> <p>〈鬼柳地区〉 農村地帯ではあるが、年々宅地開発が進み人口流入も倍増している。若い年齢層も比較的多いが、昔から地域に住んでいる高齢者世帯との二分化が進んでいる。 昔からの農村地帯では地域の繋がりが深く、支えあう関係が出来ているが、支える側、支えられる側のどちらも高齢化が進んでいる。</p> <p>〈共通課題〉 ・交通の便が悪く、乗合タクシーや鬼丸号などの資源もあるが、利用が不便であるとの声も多い。 ・スーパーや商店が少なく買い物の支援を望む声もあるが、ニーズの把握が必要。 ・若い世帯や住宅も増えているが、地域との関係が希薄となっている。</p>		

3 事業計画

(1)重点事業

重点事業1	一人一人が活躍出来る地域づくり	
	計画	支える側、支えられる側の区別なくそれぞれが出来る事を発揮しながら、自分らしく生活が出来る地域づくり
	活動内容	・地域の中でちょうどいい距離間で関りが持てるよう、認知症サポーター養成講座の開催、認知症ひとり歩き(徘徊)模擬訓練の実施など、認知症について学ぶ機会を作る。 ・圏域内の商店、飲食店、理美容店、見守りネットに加入している企業、地区の婦人部との繋がりをもちネットワークを作る。
重点事業2	誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくり	
	計画	・高齢者のみならず子供や若者、障がいの方など誰でも気軽に集える居場所作りに努める。
	活動内容	・実態把握訪問などにより、地域にある個人単位の集いの場、支え合いをマップにして可視化する。 ・子育て支援団体問わずの協力を得てサロンを継続。 ・おたすけサポーター養成講座受講者との座談会を開催し、今後の活動について意見交換を行う。

(2)各業務

	計画	活動内容・活動量
共通事項	<p>(ア)事業計画の策定 ・長寿介護課からの運営方針に基づき、地域課題の分析を行い、実情に応じた計画を策定する。</p> <p>(イ)関係機関等との連携 ・警察、消防署、医療機関、保健所、在宅医療介護連携支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、障がい者施設等と顔の見える関係作りを行う。</p> <p>(ウ)地域との連携 ・民生児童委員、福祉協力員、社会福祉協議会支部、それぞれの地域の協力者との交流を深め、情報を共有する。</p> <p>(エ)広報活動 ・チラシを作成し個別訪問及び関係機関、地域に配布し広報を行う。</p> <p>(オ)法令の順守と個人情報の保護 ・介護や福祉の関係法令の他、労働等の関係法令の遵守を徹底する。個人情報保護については情報の漏洩防止、第三者への情報提供のルールなどの内部規定やセキュリティ体制の徹底を図る。</p> <p>(カ)居宅介護支援事業所との連携 ・高齢者の継続的な支援のために、居宅介護支援事業所と情報共有を図る。</p> <p>(キ)尊厳の保持と自立支援 本人意思を尊重して自己決定支援を行う。</p>	<p>(ア)年1回策定</p> <p>(イ)個別ケースや地域ケア会議等において随時連携を図る。</p> <p>(ウ)民生児童委員定例会に月1回参加、社会福祉協議会相去、鬼柳支部と1年に1回情報交換会を行う。</p> <p>(エ)随時</p> <p>(オ)日々管理の徹底を図る。年1回法人のマニュアルに応じて勉強会をする。</p> <p>(カ)圏域内の居宅介護支援事業所を月1回訪問する。年5回各連携機関と情報共有及び課題を抽出しながらエリア内研修を開催する。</p> <p>(キ)個別ケースに応じて地域ケア会議等を開催する。・地域で「わたしのきぼうノート」を活用し勉強会行う(年4回)</p>
総合相談支援業務	<p>・地域の高齢者の生活実態、必要な支援などを把握すると共に相談に対して適切な保健、医療、介護サービス及び関係機関との連携を図り制度の利用に繋げることが出来るように努める。</p> <p>・地域の相談窓口として一旦すべてを受けとめワンストップサービスに努める</p>	<p>・医療機関、介護事業所、民生委員、地域における様々な関係機関との情報交換を行い地域ケア会議を開催する(年2回)</p> <p>・高齢者の実態把握訪問を行う(月40件)</p> <p>・高齢者部門に限らず、障がいや子供など幅広く連携を深める。(年2回研修を行う)</p>

	計画	活動内容・活動量
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員以外が相談を受けても対応ができるよう、北上市の高齢者虐待対応マニュアルを基に包括内で高齢者虐待対応の研修を行う。これまでのケースの振り返り等を通して、職員の気づきの視点やアセスメント能力の向上に取り組む。 ・高齢者虐待の早期発見、困難事例に対応できるよう関係機関、民生委員定例会等に定期的に訪問し情報収集を行うと共に、早い段階で相談に繋がるようネットワークづくりに努める。 ・認知症地域支援推進員、看護師と連携し、身近な事を話題にしながら権利擁護を自分の事として感じてもらう。そこから成年後見制度、心づもりの周知を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターで高齢者虐待対応研修、事例検討を年2回開催する。 ・2ヶ月に1回程度、民生委員定例会に参加し情報収集を行う。エリア内研修などを活用し関係機関と情報共有を行う。 ・住民主体のサロンとうに3ヶ月に1回程度訪問し、権利擁護、成年後見制度についてミニ講話を実施する。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の介護支援専門員の課題やニーズを把握し適切なケアマネジメントを行うことが出来るよう支援する。 ・圏域内の介護支援専門員、サービス事業所、他職種、民生委員との連携を深めると共に地域資源の共有・発見及び開発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて地域ケア会議、個別のケース会議を開催する。 ・圏域内のネットワーク研修を年5回開催する。 ・支援困難ケースにおいては同行訪問等を行い寄り添った支援を行う。
介護予防・日常生活支援総合事業・介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメント業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ができる限り自立した生活が営めるようフレイル予防の情報提供を行う。 ・高齢者の自立支援に向けて本人の意欲を引き出すアセスメント、ケアプラン作成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月40件お元気訪問を実施し高齢者の状況確認と健康維持の方法について情報提供を行う。 ・長寿介護課の看護師等と連携を図り、把握したハイリスク者に対し早期介入を行う。 ・リハビリ専門職等と共同し本人が行いたいと思える具体的な目標、利用サービスの策定を行う。
医療介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護を必要とする高齢者が適宜適切な支援が受けられるように医療機関、MSW、薬局等と情報交換し連携を図る。 ・健康づくり課・福祉課の保健師、認定看護師等と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅情報、医療介護連携シートを活用し情報交換を行う。 ・圏域内の医療機関、薬局を年3回以上訪問し顔の見える関係を維持していく。 ・支援が必要だが介護サービスに結びつかない高齢者に対して関係機関と連携を図りながら対応する。 ・医療機関等の企画する研修・会議に積極的に参加する。 ・中部ネットワークの活用。
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に認知症ひとり歩き(徘徊)訓練の開催を目指し、その基盤づくりとして認知症サポーター養成講座を開催する。 ・実態把握を行うと共に認知症についてのミニ勉強会のPRをい、見守り支援などに繋がられるよう努める。 ・教育機関などと連携しチームオレンジの活動支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月40件実態把握を行う。 ・認知症サポーター養成講座を年5回以上開催する。 ・認知症のミニ勉強会を年3回以上開催する。 ・チームオレンジの活動支援を行う。
生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社協本部・支部と情報交換を行い、連携しながら地域の課題、ニーズを掘り起こす。 ・おたすけサポーター養成講座受講者との繋がりを深め、できることから検討していく。 ・企業、団体等と地域づくりの必要性について理解を深めることができるように継続し繋がっていく。 ・地域にある個人単位の集いの場、支え合いをマップにし可視化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店、理美容店訪問継続 通年。 ・いきいき体操の立ち上げ 相去・鬼柳各2ヶ所以上。 ・地域の団体・企業と共有し座談会2回/年開催する。 おたすけサポーター養成講座新規受講者 3名以上 募る。 ・おたすけサポーター養成講座受講者の活動の場 2ヶ所以上立ち上げる。 ・マップ作成:月1回包括内で情報共有する。
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域ケア会議を開催し、関係機関、民生委員、地域の協力者、地域住民とのネットワークを構築する。 ・当事者や支援者、家族等の声を聞く機会を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・相去、鬼柳地区それぞれで年6回地域ケア会議を開催し、地域課題の分析や資源の把握に努める。 ・困難事例ケースに関しては必要時個別地域ケア会議を開催する。
独自の工夫・独自事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体「わらすば」など、高齢者以外の分野で活動している団体と繋がり、介護予防・生活支援の資源開発と一緒に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみならず子供や障害を抱えておられる方など自由に集える居場所作りのため月1回以上ミーティングを行う。

[7] 養護老人ホーム北星荘事業計画

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の尊厳維持と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、安心して生きがいある生活を送ることができるよう支援をします。
- ・ 第5次中長期経営計画の前期計画に基づき、計画内容の着実な実践に取り組みます。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等に取り組みます。

2. 事業の重点目標

1) 【処遇方針検討表（個別支援計画）の作成と個々の生活課題に即した支援】

処遇方針検討表（個別支援計画）の作成・見直しは利用者を主体に、多職種協働で行います。作成した計画に基づき、身の回りの行為の自立に向けての支援、生活づくりへの参加の援助、精神生活の充足に向けての援助等を行い利用者の生活の質の向上を目指します。

2) 【個別処遇の実践】

利用者が安心して過ごせるよう寄り添う支援を実践します。そのためのオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、利用者支援に取り組みます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図ります。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。苦情・要望については利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【生きがいの支援】

介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しなどにより、新たな活動の創出に取り組みます。

5) 【疾病の予防と早期発見、早期治療への支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。看護師を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

6) 【豊かな食生活への支援】

栄養バランスを考えた食事を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。何より、経口摂取が維持され「食の楽しみ」を持ち続けて頂けるように、日々の口腔ケアに努めます。

7) 【居室（個室）内の生活空間整備への支援】

利用者のベッド周りから、居室、食堂、談話スペース、花壇、庭、スタッフステーションを始め倉庫等、整理整頓に心がけ、清潔で安心して生活頂ける環境整備に努めます。

8) 【法人内施設・事業所との連携】

介護ニーズが高い方でも、介護保険制度の在宅サービス利用や、引き続き施設生活が継続出来るよう連携を継続します。

9) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

福祉事務所、地域包括支援センター等との連携を強化し、養護老人ホームの利用を必要とされておられる方の把握と速やかな支援の提供に努め、月の初日の在籍率 99%以上を目指します。

また、疾病の早期発見、早期治療、及び、転倒事故防止等による入院者数の減少に努め、在荘率 96%以上を利用目標とし取り組みます。

[8] ケアハウス北星荘事業計画

(特定施設入居者生活介護事業・北星荘短期入所生活介護事業)

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、施設利用者の尊厳維持と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、安心して生きがいある生活を送ることができるよう支援をします。
- ・ 第5次中長期経営計画の前期計画に基づき、計画内容の着実な実践に取り組みます。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等に取り組みます。

2. 事業の重点目標

- 1) 【ケアプランに基づく個々の生活課題に即した介護サービスの提供と生活支援】
ケアプランの作成・見直しは、利用者を主体とし家族の参画を得た上で、多職種協働で行います。作成した計画に基づき、身の回りの行為の自律に向けての介護、生活づくりへの参加の援助、精神生活の充足に向けての援助等を行い利用者の生活の質の向上を目指します。
- 2) 【個別ケアの実践】
利用者が安心して過ごせるよう寄り添うケアを実践します。そのためのオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、利用者の個別ケアに取り組みます。
- 3) 【リスクマネジメント】
事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。苦情・要望については、利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。
BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 4) 【生きがいの支援】
介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しなどにより、新たな活動の創出に取り組みます。
- 5) 【疾病の予防と早期発見、早期治療への支援】
利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。看護師を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。
- 6) 【豊かな食生活のへ支援】
栄養バランスを考えた食事を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。何より、経口摂取が維持され「食の楽しみ」を持ち続けて頂けるように、日々の口腔ケアに努めます。
- 7) 【居室（個室）内の生活空間整備への支援】
利用者のベッド周りから、居室、食堂、談話スペース、花壇、庭、スタッフステーションを始め倉庫等、整理整頓に心がけ、清潔で安心して生活頂ける環境整備に努めます。
- 8) 【短期入所事業（介護保険適用事業）の存続を図ります。】
短期入所を必要とされている地域ニーズに応えるため、職員の確保と業務内容の創意工夫に取り組みます。

9) 【法人内施設・事業所との連携】

サービスの充実と効率的な施設運営を目的として、併設の養護老人ホームを中心に施設間連携の在り方について検討と見直しの上で、相互の連携体制の構築に努めます。

10) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を強化し、サービスを必要とされておられる方の把握と速やかな利用の提供に努め、月の初日の在籍率 99%以上を目指します。

短期入所事業については、職員体制を強化し 1日 8名程度の稼働率を目指します。

また、疾病の早期発見、早期治療、及び、転倒事故等による入院者数の減少に努め、在荘率 96%以上を利用目標とし取り組みます。

[9] 北星荘デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の個人の尊厳と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、生きがいある在宅での生活を送ることができるように、丁寧な介護サービスを提供します。
- ・ 第5次中長期経営計画の前期計画に基づき、計画内容の着実な実践に取り組みます。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等に取り組みます。

2. 事業の重点目標

1) 【ケアプラン及び通所介護計画書に基づく介護サービスの提供】

在宅等の要介護者に対して、利用者主体でご家族、担当ケアマネージャー等と連携の上、介護ニーズを把握しながら、利用者・家族の生活を支えていくためのサービスの提供に努めます。

2) 【個別ケアの実践・ご家族への支援】

利用者の身体状態・精神状態等をもとに事例検討を行い、共通認識をもった上で適切なケアに努めます。ご家族との連携も保持しながら、専門的な視点から在宅生活を支えます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。苦情・要望については、利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【生きがいの支援】

レク活動や介護予防活動について、柔軟な発想と創意工夫に努め、介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しなどにより、新たな活動の創出に取り組みます。

5) 【疾病の予防と早期発見、早期治療に向けての支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。看護師を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな在宅生活を送れるように支援します。

6) 【食の楽しみの支援】

栄養バランスを考えた昼食を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。選択食や季節の行事食等、「食の楽しみ」を持てるように栄養士等と連携を図っていきます。

7) 【法人内施設・事業所との連携】

サービスの充実と効率的な事業運営とするため、併設の養護老人ホーム、訪問介護事業所等との連携を継続します。

8) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を強化し、ニーズの把握と速やかなサービスの提供に努め、1日平均23名以上、利用率90%以上の利用目標とし取り組みます。

[10] 北星荘訪問介護事業所事業計画

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の個人の尊厳と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、生きがいある生活を送ることができるように、利用者の立場を正しく理解し、丁寧な介護サービスを提供します。
- ・ 利用者の思いに耳と心を傾け、継続的な改善を推進し、サービスの向上を図り、利用者の安心・安全を実現します。
- ・ 第5次中長期経営計画の前期計画に基づき、計画内容の着実な実践に取り組みます。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等に取り組みます。

2. 事業の重点目標

1) 【ケアプラン及び訪問介護計画書に基づく介護サービスの提供】

在宅等の要介護者に対して、利用者主体でご家族や担当ケアマネージャー等と連携を取って介護ニーズを把握しながら、利用者の生活を支えていくためのサービス提供に努めます。

2) 【個別ケアの実践】

利用者が安心して過ごせるよう寄り添うケアを実践します。オンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、より良いサービスの提供に取り組みます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない介護の徹底に努めます。苦情・要望については、利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【疾病の予防と早期発見、早期治療に向けての支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。ケアマネージャー、家族はじめ、関係者と連携・協働を図り、穏やかな在宅生活を送れるように支援します。

5) 【法人内施設・事業所との連携】

サービスの充実と効率的な事業運営とするため、養護老人ホーム、デイサービスセンター等との連携を継続します。

6) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

ケアマネージャー、居宅介護支援事業所、そして養護老人ホームとの連携を強化し、訪問介護を必要とされておられる方の把握と速やかなサービスの提供に努めます。